## 学校感染症による出席停止の手続きについて

保健係

- ・登校前に再受診し、医師に「登校許可」を得る必要はありません。
- ·提出書類(2枚)
- ①出席停止のお知らせおよび登校届(保護者の方が記入・押印)
  - ※【新型コロナ】【新型コロナ以外】の2種類があります (出席停止期間の基準早見表が異なるため)
- ②医療機関を受診したことを証明できる書面1通(調剤明細書の写し、薬情報の写し等)
  - (I) 病名の確認 ※インフルエンザの場合、型(A型、B型など)の確認もお願いします。
  - (2)「出席停止のお知らせおよび登校届」
    - ① 学校ホームページ【保護者の方→登校届(保健室へリンク)】から家庭で印刷する
    - ② 学校で直接用紙を受け取る
      ※用紙は【みんなの資料】2025 保健関係フォルダにあります。
    - ③ 学校から各家庭に郵送する ※①②ができない場合
    - ②・③については保健室で準備しますので、受け渡し方法を確認されたら、保健室まで連絡をお願いします。保健室不在時は担任・学年で準備をお願いします。

## 参考 <学校保健安全法施行規則第 | 8条>

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう
	○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱
	○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
	○重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイル
	スであるものに限る。)
	○中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスで
	あるものに限る。)
	○特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
	律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)
	○指定感染症 ○新感染症
第二種	○インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。) ○百日咳 ○麻しん
	○流行性耳下腺炎 ○風しん ○水痘 ○咽頭結膜熱
	○新型コロナウイルス感染症 ○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	〇コレラ 〇細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症
	○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎
	○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症

**感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎**などの感染症が含まれます。他者への感染の可能性が高く、主治医から学校を必ず休むように言われた場合は、この取扱いとなります。